

第4編

付属資料

- 1 第五次土岐市総合計画の見直し過程
- 2 土岐市総合計画審議会設置条例
- 3 土岐市総合計画審議会運営規則
- 4 諮問・答申
- 5 土岐市総合計画審議会委員名簿

1 第五次土岐市総合計画の見直し過程

	月 日	項 目	備 考
平成 22 年	1月12日～28日	市民意識調査の実施	対象＝15歳以上の市民 (無作為抽出、3,000人)
	6月28日	第1回総合計画審議会	諮問、土岐市の現状分析、取組状況の 報告
	8月6日	第2回総合計画審議会	市民意識調査の報告
	9月24日	第3回総合計画審議会	施策・事業等の選定
	9月30日	第4回総合計画審議会	施策・事業等の選定
	10月4日	第5回総合計画審議会	施策・事業等の選定
	11月18日	第6回総合計画審議会	素案
	11月30日～ 12月15日	素案の地区説明会	市内8地区
	12月15日～ 1月14日	市民意見の募集	
平成 23 年	1月24日	第7回総合計画審議会	市民意見の審議
	2月3日	答申	審議会会長から市長へ答申
	3月25日	基本構想(改定)可決	

2 土岐市総合計画審議会設置条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4の規定に基づき、土岐市総合計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 市長の諮問に応じ、本市の総合計画に関し必要な調査及び審議を行わせるため、土岐市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員22人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募により選出された者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 関係諸団体の代表者
- (5) 市教育委員及び市農業委員
- (6) 県議会の議員及び市議会の議員
- (7) その他市長が必要と認める者

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(委員)

第5条 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市長の定める機関において行う。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は市長が定める。

3 土岐市総合計画審議会運営規則

(目的)

第1条 この規則は、土岐市総合計画審議会設置条例（昭和41年土岐市条例第10号）第8条の規定に基づき、土岐市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(会長及び委員の退職)

第2条 会長が退職しようとするときは、審議会の承認を得なければならない。

2 委員が退職しようとするときは、会長を経てその旨を市長に申し出なければならない。

(審議会の招集)

第3条 会長は審議会を招集する場合は、その旨を市長に報告しなければならない。

(会議の議長)

第4条 審議会の議長は、会長をもって充てる。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指定する委員が職務を代行する。

(市職員の出席)

第5条 市長その他関係のある市職員は、会長の承認を得て審議会に出席して発言することができる。

(審議会の庶務)

第6条 審議会の庶務は、総合政策課（総合計画策定事務局）において処理する。

(会議録)

第7条 審議会は、会議録を備えておかななければならない。

(専門委員会の設置)

第8条 審議会は、必要に応じ、専門的事項を審議するために専門委員会を設置し審議することができる。

2 専門委員会の設置は、審議会協議のうえ会長が設置する。

3 専門委員会の開催は、会長が招集する。

4 特定の事項を審議する専門委員は、会長の指名による。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、審議会が定める。

4 諮問・答申

土総政第1039号
平成22年6月28日

土岐市総合計画審議会 会長 様

土岐市長 大野 信彦

第五次土岐市総合計画基本計画の見直しについて（諮問）

土岐市総合計画審議会設置条例第2条の規定に基づき、第五次土岐市総合計画基本計画の見直しについて貴審議会の意見を求めます。

平成23年2月3日

土岐市長 大野 信彦 様

土岐市総合計画審議会
会長 林 上

第五次土岐市総合計画基本計画見直しについて（答申）

平成22年6月28日付け、土総政第1039号で諮問された第五次土岐市総合計画基本計画見直しについて、当審議会において慎重に審議した結果、別添のように取りまとめましたので答申します。

なお、計画の推進にあたっては、審議会の審議過程で出された意見や、策定期間中に寄せられた市民意見を尊重し、時代に即したまちづくりを進めていただくよう要望します。

また、市民にわかりやすく情報提供するなどし、市民と協働のまちづくりを進めていただくようあわせて要望します。

5 土岐市総合計画審議会委員名簿

(順不同、敬称略)

条例区分	氏名	備考
(1) 学識経験を有する者	林 上	中部大学教授 (審議会会長)
(2) 公募により選出された者	加藤 悟	公募委員
	高井 哲雄	公募委員
	土本 綾子	公募委員
	深萱あや子	公募委員
(3) 関係行政機関の職員	富田 武司	岐阜県東濃振興局
(4) 関係諸団体の代表者	石黒 信彦	土岐市商工会議所
	日比野由佳	土岐市社会福祉協議会
	三輪 洋二	土岐市連合自治会
(5) 市教育委員及び市農業委員	塚本 孝子	土岐市教育委員会
	伊納 義人	土岐市農業委員会
(7) その他市長が必要と認める者	竹内 正俊	土岐市副市長